

業 務 等 質 問 書

提出日：令和2年10月22日

発注機関名	産業労働部産業立地・経営支援課	公 告 日	令和2年10月12日
業 務 名 業務箇所名	令和2年度長野県企業誘致プロデュース事業		
質問書提出者	所 在 地		
	商号又は名称		
	電 話		
	担当者 所属・氏名		
質 問 内 容	副業・兼業人材（県外企業で本業に従事しながら、地方の中小企業において副業・兼業の形をとり、新分野進出や経営課題の解決等で即戦力となる人材）を活用すること。 └上記のようにあるのですが、何か「副業/兼業」の人材の 選定基準となる定義のようなものはあるのでしょうか？		

回答日：令和2年10月26日

回 答	選定基準となる定義はありませんが、県外企業等で本業に従事しながら、副業・兼業の形を取り、本委託業務に参画し、専門知識な知識・スキルを生かして課題解決などに協力し、本事業の実施効果をより高めていけるような人材が望ましいです。
-----	---